

地域支援事業

総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

総合事業とは？

総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の二つからなります。

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

●訪問型サービス

- 指定相当訪問型サービス
- 生活おたすけサービス事業
- 訪問型短期集中予防サービス事業

●通所型サービス

- 指定相当通所型サービス
- 元気アップデイサービス事業
- 通所型短期集中予防サービス事業

対象者

- 要支援1・2の認定を受けた方
- 基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方（事業対象者）

一般介護予防事業

●健康相談・健康教育

●こけないからだづくり講座

対象者

- 65歳以上のすべての市民
- 講座支援・地域づくりのための活動に関わる方

① 介護状態にならないための取組み（一般介護予防事業）

健康相談・健康教育

高齢者クラブ等の地域団体から依頼のあった内容に応じて、講話や実技を行います。

●対象者 …65歳以上の市民が10名以上参加する団体

●申込条件…年度中1回程度。スポーツ保険や傷害保険への加入は、団体または各個人にて済ませておくこと。

※総合事業以外の介護予防事業

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

フレイル対策の介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防等を一体的実施する事業を行います。

こけないからだづくり講座

自治公民館など、身近な場所で住民主体による週1回以上の筋力体操を行うことにより、健康寿命を延ばし、住み慣れた地域で生活できるように支援します。

- 対象者…65歳以上の市民、講座支援や地域づくりに関わる方などたどり

- 会場…自治公民館など

- 内容…・椅子に座って行う筋力体操

- ・6か月～1年ごとの体力測定
- ・健康教育（骨盤底筋群体操、口腔体操、栄養指導、脳トレ、認知症サポーター養成講座、成年後見制度についてなど）



- 開始の流れ

- ① いきいき長寿課または地域包括支援センターへ相談
- ② 地域で住民説明会の開催
- ③ 開始の決定 実施するかしないか住民の皆さままで決定していただきます。
- ④ 1か月間の体操指導・体力測定

- 参加方法

- ・いきいき長寿課または地域包括支援センターへお問い合わせください。実施している自治公民館等を御紹介します。
- ・スポーツ保険や傷害保険は、団体または各個人で加入していただきます。

- 効果など

【平成30年度までの参加者の体力測定結果や医療費を分析した結果】

- ・3年間の事業及び健康意識の差により削減できた医療費は、参加頻度の高い人でおよそ3～6万円/人、総計でおよそ6千万円
- ・少なくとも9か月以上参加することで、10歳分若返る運動機能改善の効果がある。
- ・特に60代・70代の若い年代から取り組むほど改善の効果が大きい。

【その他】

- ・参加者からは、「楽に立ち座りができるようになった。」「毎日の生活に張りや、規則正しい時間が過ごせるようになった。」などの声があります。
- ・みんなで集まることで、体操の継続や引きこもりの防止、参加者の安否確認をするなど地域の見守り活動にも繋がっています。

「こけないからだづくり講座」によって元気な高齢者が急増中です。

また、参加者の創意工夫によりレクレーションや茶話会など、さまざまな活動へと発展し、「こけないからだづくり講座」を通して地域のつながりが深まってきています。

健康寿命を延ばして、いつまでも元気に暮らしましょう！

●保健事業と介護予防の一体的実施

医療保険による高齢者の保健事業と介護保険による介護予防事業は、別々に実施されていましたが、高齢者の健康状態や生活機能の課題に一体的に対応するため、保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組んでいきます。

健康状態悪化の危険性の高い高齢者の保健指導を行うハイリスクアプローチと、地域の通いの場を活用してフレイル※に関する啓発を行うポピュレーションアプローチを実施します。

(1)ハイリスクアプローチ

①生活習慣病の重症化予防のための保健指導

後期高齢者健康診査の結果、高血圧や糖尿病などの生活習慣病重症化リスクがある方に、予防のための保健指導を行います。

②健康状態不明者への保健指導

健康診査や医療・介護のサービス利用がない方の健康状態把握や受診勧奨等を行います。

③重複・頻回受診等のある方への保健指導

複数の医療機関で同じ薬を処方されているなど、多くの服薬・受診がある方の健康状態の把握やお薬手帳の活用勧奨等を行います。

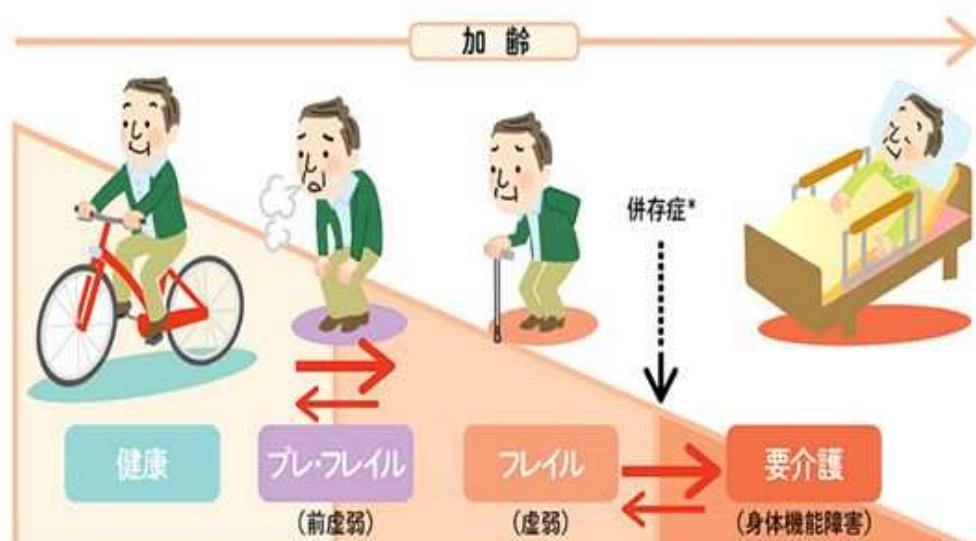
④フレイルリスクのある方への集団指導

後期高齢者健診結果等に基づき、フレイルリスクのある方に、運動や口腔、栄養面からフレイル予防の指導をします。

(2)ポピュレーションアプローチ

こけないからだづくり講座や高齢者クラブ等、高齢者が集まる通いの場を利用した、フレイル予防について啓発します。

地域でフレイル予防に携わる人材を増やしていくために、医療・介護の専門職を対象にフレイル予防アドバイザー養成研修を開催、受講者を地域の通いの場へ派遣し、フレイル予防教室を実施します。



②在宅生活支援・家族介護者支援・権利擁護など

- 要介護認定がある、または同等の状態である人が利用可能な事業

介護用品給付事業

家族介護者支援

重度の要介護状態にある人在宅で介護している家族等に対し、身体的・精神的・経済的負担の軽減並びに要介護者の在宅生活の継続及び向上を図るため、介護用品給付券を交付します。給付券は市が指定する店でおむつ等の介護用品に交換できます。

- 対象者…次の①～⑥の要件をすべて満たす人（要介護者）を介護している家族

- ①介護保険法第7条第3項に規定し、介護保険の要介護認定で要介護4・5と判定された人、または要介護認定を受けていないが、同様の状態の人（同様の状態であるかは、申請後に市が訪問調査し判断します。）
- ②申請する月の初日と申請日に医療機関に入院又は施設に入所していない人
- ③申請月の前月に、半数以上在宅で介護していること。
- ④介護保険料を滞納していない人
- ⑤都城市に住所があり、都城市に居住している人
- ⑥所得段階1～5までの人

- 介護用品…おむつ・尿とりパッド、介護用防水シーツ、ウェットティッシュ、使い捨て手袋、とろみ剤、清拭剤・ドライシャンプー

- 交付方法…申請月から月額5,000円～7,000円の介護用品給付券を、前期分と後期分の2回に分けて窓口で交付します。ただし、前期分を4月から9月、後期分を10月から3月の間にそれぞれ1回ずつ申請を行う必要があります。

※申請月以降の分について交付します。

※ご利用は給付券に記載された月に限られます。

- 支給金額 所得段階により支給額は変わります

所得段階	要介護者	世帯	支給月額(円)
1～3	非課税	非課税	7,000
4～5	非課税	課税	5,000

寝具類等洗濯乾燥消毒事業

在宅生活支援

身体の障がいや傷病等の理由により、本人または同居家族が寝具類の衛生管理を行うことが困難な人に対し、寝具類のクリーニングを行います。

●対象者…次の①～②のいずれかに該当する人

①在宅で生活されている 65 歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で、介護保険の要介護認定で要介護 1～5 と判定された人または要介護認定を受けていないが同様の状態の人（同様の状態であるかは、申請後に市が訪問調査し判断します。）

②身体障害者手帳 1 級または 65 歳以上で 2 級の交付を受けた人

●利用回数…対象者 1 人につき、年 2 回（広報誌等でお知らせします。）

●利用料…1 回の利用につき、400 円

家族介護慰労金支給事業

家族介護者支援

過去 1 年間、介護保険のサービスを受けなかった等の要件を満たす要介護者を、在宅で介護している家族に慰労金を支給します。

●対象者…申請日の 1 年前から市内に住所を有し、次の①～⑤の要件をすべて満たす要介護者と同一世帯である主たる介護者

①申請日の 1 年前から市内に住所を有し、介護保険法第 7 条第 3 項に規定している人

②介護保険の要介護認定で、要介護 4・5 と判定された人または要介護認定を受けていないが、同様の状態であると判断される人（同様の状態であるかは、申請後に市が訪問調査し判断します。）

③申請日の 1 年前から市内に引き続き居住し、かつ介護保険サービスを利用しなかった人

④要介護者と介護者が同一世帯であり、その世帯の構成員がすべて市民税非課税であること

⑤申請日までの 1 年間で、通算 8 日以上の短期入所や福祉用具貸与のサービス利用がないことまたは通算 8 日以上の入院をしていないこと

●支給金額…100,000 円

●自立・要介護状態にかかわらず利用可能な事業

食の自立支援事業

在宅生活支援

調理が困難な高齢者が、在宅で安心して生活を送ることができるよう、安否確認と栄養バランスのとれた食事を提供するサービスです。

●対象者…次の①～④の要件をすべて満たす人

- ①市内に住所を有する、概ね65歳以上の一人暮らし世帯、高齢者夫婦のみの世帯または身体障がい者であること
- ②身体虚弱のため、調理が困難な人
- ③近隣に見守りができる家族がない人
- ④家族等、他サービスを含めて、食事の支援を受けることができない人

●利用回数…1日につき1食（昼食または夕食いずれか）

●利用料…1食あたり450円

食の自立支援事業のご利用は、地域包括支援センターを介して、身体状況、家族の支援状況等を把握したうえで、状況に応じた利用内容を決定します。

家庭内事故等通報事業（緊急通報機器貸与事業）

在宅生活支援

一人暮らしの高齢者の急病などの緊急時に、迅速に対応できるよう緊急通報機器の貸与を行う事業です。

緊急時に通報機器のボタンを押すことで、オペレーターが応答し、協力員への連絡や、救急車要請等の対応をします。

この事業を利用するにあたっては、協力員の登録が必要となります。

●対象者…市内に住所を有し、日常生活に常時注意を要する人で、

次の①～②のいずれかに該当する人

- ①概ね65歳以上の一人暮らしの高齢者
- ②世帯全員が高齢者で、市長が特に必要と認めたもの

●負担金…月額160円（生活保護受給者は無料）

成年後見制度利用支援事業

権利擁護

成年後見制度とは、認知症高齢者、知的障がい者、又は精神障がい者等判断能力が十分でない方の財産の管理、介護等の契約などの法律行為を、本人に代わって後見人等が行う制度です。身寄りがない等の理由で、成年後見等審判の申立てを行うことができない方については、行政による申立て手続き等の支援を行います。また、成年後見制度の広報・普及活動も実施します。

認知症サポーター養成講座

認知症施策

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者「認知症サポーター」を養成する講座です。地域、職場、学校、サークルなどの単位で、認知症サポーター養成講座をお申込みください。御希望の場所・時間に、認知症キャラバン・メイト（講師）を派遣します。

- 申込先…(学)都城コア学園 電話 38-4811
- 参加費…無料

認知症家族支援プログラム なごみ会

認知症施策

認知症の方を介護されている家族を対象に、家族支援プログラム（認知症に関する講座等）を開催し、認知症について理解を深めながら、日頃の介護に対する悩みやストレスの解消、介護者相互の交流を図ります。

- 対象者…認知症の方を介護されている家族、支援に携わる方等
- 実施回数…年8回程度（広報誌等でお知らせします。）
- 参加費…無料

都城市認知症初期集中支援チーム

認知症施策

認知症の疑いのある人が適切な医療・介護サービスを受けられるよう、専門職によるチームが訪問し支援します。

- 対象者…市内に住所を有し、在宅で生活する40歳以上の人で、次の①～④のいずれかに該当する人
 - ①認知症の診断を受けていない
 - ②継続的な医療・介護サービスを受けていない
 - ③適切な介護サービスに結びついていない
 - ④認知症の症状で対応に困っている
- 相談窓口…いきいき長寿課 または お住まいの地区の地域包括支援センター

都城市認知症高齢者等見守りシール交付事業 (どこシル伝言板)

認知症の方などが行方不明になった際に、発見者がQRコードシールをスマホ等で読み取るだけで、事前に登録された本人に対応する必要な情報をWEB伝言板上で家族と共有でき、早期の帰宅につなげるものです。



QRコードシール
縦2.5cm×横5cm



●対象者…都城市内に在宅で生活する、①～③のいずれかに該当する人

- ①65歳以上の者 ②認知症と診断された者 ③その他市長が必要と認める者

●申請者…都城市内に居住する認知症高齢者等を現に介護する介護者等のうち、次の①～④のいずれかに該当する人

- ①認知症高齢者等と同居している親族
- ②認知症高齢者等と別居している親族のうち、都城市内に住所を有する者
- ③認知症高齢者等を支援している介護支援専門員又は地域包括支援センター職員
- ④前①～③に掲げる者に準ずると市長が認めた者

【お問合せ・申し込み先】

都城市役所 地下1階 いきいき長寿課 介護予防担当 （電話）23-3184

URL:<https://www.city.miyakonojo.miayazaki.jp/soshiki/68/56597.html>

記事ID:56597

認知症ケアパス

○認知症ケアパスって何？

認知症の予防から発症、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを選んでいけばいいのかをあらかじめ示すものです。

認知症の相談窓口や受けられるサービスなど、認知症になっても自分らしく生活していくための様々な情報を掲載しています。

《都城市認知症ケアパス》

配布場所

- ・いきいき長寿課
- ・各総合支所地域生活課
- ・各地区市民センター
- ・各地域包括支援センター

※都城市公式ホームページでもご覧いただけます。

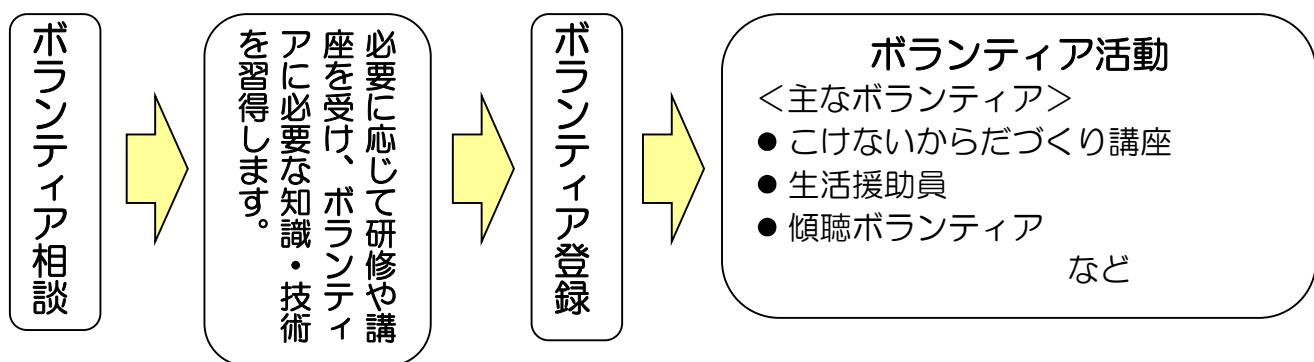
(『都城市認知症ケアパス』で検索)



ボランティアを募集しています

総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)では、専門のサービスだけでなく、住民一人ひとりの支え合いが鍵になってきます。都城市では、高齢者の介護予防や生活支援のサポートとして活躍できる人材を随時募集しています。

<ボランティア登録の流れ>



【お問合せ先】 都城市社会福祉協議会 都城市ボランティアセンター
都城市松元町4街区17号 TEL (0986) 25-7318